

子育て世帯臨時特別給付金 10万円を現金一括で支給

市は、高校生世代以下の児童の養育者に支給する臨時特別給付金(児童一人当たり10万円)を現金一括で支給します。

- ◇支給対象者/令和3年9月分の児童手当受給者、高校生世代の児童の養育者など ※生計中心者の令和2年中所得が児童手当の所得制限限度額以上の人は除く
- ◇支給対象児童/平成15年4月2日～令和4年3月31日に生まれた児童 ※令和3年10月1日以降に生まれた児童分は後日支給
- ◇支給日/児童手当受給世帯は申請不要で12月27日に支給。児童が高校生世代のみの世帯と公務員世帯については、12月中旬に郵送した申請書による手続きが必要で、1月21日以降に支給
支給案内や申請書が届かない場合などの問合せは、子育て支援課(☎47-7092)へ。

マイナンバーカードの 申請を受け付けています

<問合せ>
窓口サービス課
(☎47-8764) へ

▶交付の申請は窓口サービス課へ

市は、マイナンバーカードの申請を窓口サービス課で受け付けています。同カードがあると、住民票や印鑑証明書、戸籍謄抄本などをコンビニで取得できるほか、一部の行政手続のオンライン申請での利用や、健康保険証としても使用できます。また、本人確認書類としても利用できるなど、大変便利です。

なお、申請後、受け取りまでに通常1か月程度かかります。

▶交付・申請の休日・夜間窓口を開設

市は、平日業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、休日・夜間窓口を開設します。

- とき/【休日窓口】1月23日(日) 午前10時～午後4時
【夜間窓口】1月18日(火)・20日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
- ところ/窓口サービス課
- 内容/マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新



マイナちゃん

ひとり親家庭の子に 入学・卒業祝金

大垣市母子父子寡婦福祉連合会は、小学校に入学または中学校を卒業する、ひとり親家庭の子に、入学・卒業祝金を贈ります。

- *対象/令和4年1月1日現在で市内に住民票があり、令和



4年の春に小学校に入学または中学校を卒業する、ひとり親家庭の子

- *申込/1月5～31日に、ひとり親家庭を証明できるもの(児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証、戸籍謄本など)を持参し、南部子育て支援センターへ
- *問合せ/同連合会(南部子育て支援センター内、☎47-7014、火曜日休館)へ

インターネットで 成人式の様子を 生中継

1月10日(月・祝)

【午前の部】午前10時～
【午後の部】午後2時～

市は、1月10日(月・祝)に開く成人式式典の様子を午前10時と午後2時から約30分間、インターネットで生中継します。

学業や仕事の都合などで参加できない人や、新成人のご家族の皆さんは、ぜひご覧ください。

詳しくは、市民活動推進課(☎47-7184)へ。



最新情報は
市HPへ



成人の日は もえるごみのみ収集

1月10日(月・祝)の「もえるごみ」は通常どおり収集します。ただし、「もえないごみ・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集は休みます。

10日がこれらの収集日にあたる区域は、13日(木)に振り替えて収集します。

詳しくは、クリーンセンター(☎89-4124)へ。



毎月第3日曜日は 「家庭の日」

岐阜県では、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、新しい年が始まる1月を普及実践強調月間としています。家族はかけがえのない存在です。家族団らんの機会をつくり「家族の絆」を深めましょう。



新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、高齢になったときや、病気・事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支える仕組みです。

20歳以上60歳未満の人は加入が義務付けられ、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

詳しくは、国保医療課(☎47-8129)へ。

かみいしづ斎場 霊柩車の貸出を廃止

かみいしづ斎場の霊柩車の貸出は、車両の老朽化のため、令和4年2月28日で廃止します。

詳しくは、環境衛生課(☎47-8571)へ。

詳しくは、岐阜県HPまたは、社会教育スポーツ課(☎47-8063)へ。

墨俣図書館の臨時休館

墨俣図書館は、蔵書点検・図書整理のため、臨時休館します。

*臨時休館日/1月27日(木)・28日(金)

*問合せ/同館(☎84-3814)へ

新型コロナウイルスの影響で国の「月次支援金」を受給した中小企業者などを市も支援 大垣市中小企業者等一時支援金の対象を拡大

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少したことにより、国の「月次支援金」を受給した、市内の中小法人および個人事業者を対象に、市は、「大垣市中小企業者等一時支援金」を給付しています。

対象を「月次支援金」の10月分受給者まで拡大しましたので、ぜひ、ご活用ください。

詳しくは、商工観光課(☎47-8596)へ。



- ◆対象/10月分までの国の「月次支援金」を1回でも受給したことがある、市内に本店を有する中小法人または市内に事業所を有している市内在住の個人事業者
- ◆給付額/中小法人：15万円、個人事業者：10万円 ※ただし、1事業者1回に限る

- ◆申請期限/令和4年2月28日(月)
- ◆申請方法/申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添えて、郵送で同課「中小企業者等一時支援金」担当(〒503-8601 丸の内2-29)へ



市HP